

お く や み 手 続 き

ご案内

このたびのご親族のご不幸、謹んでおくやみ申し上げます。
お亡くなりになった方によって必要な手続きが異なります。
少しでもご負担なく行っていただけるように、市役所の窓口
や手続きなどをご案内いたします。

ご遺族の皆様の一助になりましたら幸いです。



西東京市

目次

市役所での手続きチェックリスト…………… P.2～P.6

市役所での手続き概要…………… P.7～P.17

市内の空き家を相続される方へ…………… P.17

市役所以外での主な手続き一覧…………… P.18～P.19

郵送による戸籍・住民票・その他証明書の請求手順… P.20

戸籍・住民票等郵送請求書 …………… P.21

家系図（三親等内の親族）…………… P.22

チェックリストの見方

手続きが必要と思われる箇所に
チェックするなどご活用ください

9ページの **8** をご参照
ください

亡くなられた方についてのご確認		該当	主な手続き	受付窓口	参照 ページ (※)
高齢者 福祉	介護保険以外の高齢者福祉サービスを受けていた方		・廃止届の提出 ・交付・貸与品など物品の返却	田無第二庁舎 1 階 (高齢者支援課高齢者サービス係) ☎042-420-2810 防災・保谷保健福祉総合センター1階 (高齢者支援課相談受付係) ☎042-439-4425	P.9-8
	東京都シルバーパスを持っていた方		・返還	一般社団法人 東京バス協会 ☎03-5308-6950	P.18

18 ページをご参照ください

それぞれ受付窓口が異なりますのでご注意ください。詳細は参照ページにてご確認ください。

※各参照ページに手続きの概要を記載しています。(例:P.9-8 と記載されている項目については9 ページの8 番をご覧ください。)

市役所での手続きチェックリスト

亡くなられた方についてのご確認		該当	主な手続き	受付窓口	参照ページ (※)
住民関係	印鑑登録をしていた方		・印鑑登録証の返還	田無庁舎 2 階 (市民課受付係) ☎042-460-9820	P.7-1
	故人が3人以上の世帯の世帯主であった方 (世帯員はいずれも 15 歳以上)		・世帯主変更 ※原則手続き不要	防災・保谷保健福祉総合センター1階 (市民課保谷庁舎総合窓口係) ☎042-438-4020	P.7-2
	マイナンバーカードまたは通知カードを持っていた方		・マイナンバーカードまたは通知カードの管理	柳橋出張所 ☎0422-51-8439	P.7-3
	住民基本台帳カードを持っていた方		・住民基本台帳カードの管理	ひばりヶ丘駅前出張所 ☎042-425-7577	P.7-4
年金	年金を受給していた方	国民年金(第1号被保険者期間のみ)または障害基礎年金を受給していた方	・未支給年金の請求	田無庁舎 2 階 (保険年金課国民年金係) ☎042-460-9825 防災・保谷保健福祉総合センター1階 (市民課保谷庁舎総合窓口係) ☎042-438-4020	P.8-5
		上記以外の厚生年金など(複数の年金種別を含む)を受給していた方		武蔵野年金事務所 ☎0422-56-1411	P.18
	年金に加入していたまたは加入していたが年金未受給の方		・遺族基礎年金の請求 ・寡婦年金の請求 ・死亡一時金の請求	田無庁舎 2 階 (保険年金課国民年金係) ☎042-460-9825 防災・保谷保健福祉総合センター1階 (市民課保谷庁舎総合窓口係) ☎042-438-4020	P.8-7
介護保険	65 歳以上の方または介護認定を受けていた方(認定申請中を含む)		・各種証の返還 ・資格喪失届・送付先届の届出	田無第二庁舎 1 階 (高齢者支援課介護保険料係) ☎042-420-2814 防災・保谷保健福祉総合センター1階 (高齢者支援課相談受付係) ☎042-439-4425	P.8-6
			・介護保険認定申請取下書の届出	田無第二庁舎 1 階 (高齢者支援課相談受付係) ☎042-420-2816 防災・保谷保健福祉総合センター1階 (高齢者支援課相談受付係) ☎042-439-4425	

※各参照ページに手続きの概要を記載しています。(例:P.9-8 と記載されている項目については9 ページの8 番をご覧ください。)

亡くなられた方についてのご確認		該当	主な手続き	受付窓口	参照ページ(※)
高齢者福祉	介護保険以外の高齢者福祉サービスを受けていた方		・廃止届の提出 ・交付・貸与品など物品の返却	田無第二庁舎 1 階 (高齢者支援課高齢者サービス係) ☎042-420-2810 防災・保谷保健福祉総合センター1 階 (高齢者支援課相談受付係) ☎042-439-4425	P.9-8
	東京都シルバーパスを持っていた方		・返還	一般社団法人 東京バス協会 ☎03-5308-6950	P.18
保険	西東京市国民健康保険に加入していたまたは西東京市国民健康保険に加入している方のいる世帯の世帯主であった方		・各種証の返還 ・葬祭費の支給申請 ・送付先申請 ・高額療養費などの各種申請 ・世帯主変更	田無庁舎 2 階 (保険年金課国保給付係) ☎042-460-9821 防災・保谷保健福祉総合センター1 階 (市民課保谷庁舎総合窓口係) ☎042-438-4020	P.9-9
	東京都後期高齢者医療広域連合発行の保険者番号「39132295」の被保険者証を持っていた方		・各種証の返還 ・葬祭費の支給申請	田無庁舎 2 階 (保険年金課後期高齢者医療係) ☎042-460-9823 防災・保谷保健福祉総合センター1 階 (市民課保谷庁舎総合窓口係) ☎042-438-4020	P.10-10
税金	西東京市税(個人住民税(市・都民税)、軽自動車税)が課税されていた方		・相続人代表者の指定	田無庁舎 4 階 (市民税課市民税係) ☎042-460-9826 ☎042-460-9827	P.10-11
	西東京市税(固定資産税)が課税されていた方		・現所有者の申告	田無庁舎 4 階 (資産税課土地係) ☎042-460-9829	P.10-11 P.11-13
税金	共有名義の固定資産を持っており、共有代表をしていた方		・共有資産代表者の変更	田無庁舎 4 階 (資産税課家屋償却資産係) ☎042-460-9830	P.11-14
	未登記家屋を持っていた方		・未登記家屋の名義変更		P.11-15
税金	次の車両(自治体名ナンバー)を所有していた方 ・原動機付自転車第一種(50CC 以下) ・原動機付自転車第二種(50CC 超から 125CC 以下) ・ミニカー ・小型の特殊自動車(農耕用など)		・廃車・名義変更	田無庁舎 4 階 (市民税課市民税係) ☎042-460-9826	P.10-12
	西東京市税を故人の口座から口座振替で納税していた方		・口座振替の変更または廃止	田無庁舎 4 階 (納税課管理係) ☎042-460-9831	P.11-16

※各参照ページに手続きの概要を記載しています。(例:P.9-8 と記載されている項目については9 ページの8 番をご覧ください。)

亡くなられた方についてのご確認		該当	主な手続き	受付窓口	参照ページ (※)		
市役所での手続き	障害		次のいずれかを受給していた方 <ul style="list-style-type: none"> ・心身障害者福祉手当 ・難病者福祉手当 ・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・福祉手当(経過的措置) ・重度心身障害者手当 		<ul style="list-style-type: none"> ・資格喪失届の提出 ・未支払分手当の請求 	田無庁舎 1 階 (障害福祉課手当助成係) 防災・保谷保健福祉総合センター1階 (障害福祉課手当助成係) ☎042-420-2806	P.12-17
			次のいずれかを持っていた方 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・愛の手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 		・手帳の返還	田無庁舎 1 階 (障害福祉課手当助成係) 防災・保谷保健福祉総合センター1階 (障害福祉課手当助成係) ☎042-420-2806	P.12-18
			次のいずれかを持っていた方 <ul style="list-style-type: none"> ・更生医療受給者証 ・精神通院医療受給者証 		・受給者証の返還	田無庁舎 1 階 (障害福祉課手当助成係) 防災・保谷保健福祉総合センター1階 (障害福祉課手当助成係) ☎042-420-2806	P.13-20
			自動車燃料費助成を利用していた方		<ul style="list-style-type: none"> ・資格喪失届の提出 ・未支給分助成金の請求 	田無庁舎 1 階 (障害福祉課手当助成係) 防災・保谷保健福祉総合センター1階 (障害福祉課手当助成係) ☎042-420-2806	P.13-21
			タクシー料金助成を利用していた方		<ul style="list-style-type: none"> ・資格喪失届の提出 ・利用券の返還 		P.12-19
			公共交通機関割引証を持っていた方		・割引証の返還	田無庁舎 1 階 (障害福祉課手当助成係) 防災・保谷保健福祉総合センター1階 (障害福祉課手当助成係) ☎042-420-2806	P.13-22
			心身障害者扶養共済の加入者など(障害のある方の保護者、心身障害者、年金受給者)であった方		<ul style="list-style-type: none"> ・年金給付申請 ・弔慰金給付申請 ・年金給付の停止 		-

※各参照ページに手続きの概要を記載しています。(例:P.9-8 と記載されている項目については9 ページの8 番をご覧ください。)

亡くなられた方についてのご確認		該当	主な手続き	受付窓口	参照ページ (※)
市役所での手続き	子ども		(支給対象児が故人の場合) ・資格喪失または額改定の届出 (支給者が故人の場合) ・資格喪失・未支払手当請求の届出	田無第二庁舎 2 階 (子育て支援課手当助成係) ☎042-460-9840	P.16-30
			特別児童扶養手当の配偶者または同居親族(扶養義務者)であった方	・所得状況変更の届出	
			(支給対象児が故人の場合) ・受給事由消滅または額改定の届出 (支給者が故人の場合) ・受給事由消滅・未支払手当請求の届出	田無第二庁舎 2 階 (子育て支援課手当助成係) ☎042-460-9840	P.15-27
			(支給対象児が故人の場合) ・受給事由消滅または額改定の届出 (支給者が故人の場合) ・受給事由消滅・未支払手当請求の届出	田無第二庁舎 2 階 (子育て支援課手当助成係) ☎042-460-9840	P.13-23
			(支給対象児が故人の場合) ・資格喪失または額改定の届出 (支給者が故人の場合) ・受給者死亡・未支払手当請求の届出	田無第二庁舎 2 階 (子育て支援課手当助成係) ☎042-460-9840	P.14-24
			(支給対象児が故人の場合) ・受給事由消滅または額改定の届出 (支給者が故人の場合) ・受給事由消滅・未支払手当請求の届出	田無第二庁舎 2 階 (子育て支援課手当助成係) ☎042-460-9840	P.15-29
			・変更届の提出	田無第二庁舎 2 階 (幼児教育・保育課相談受付係) ☎042-460-9842	P.14-25
			・変更届の提出	田無第二庁舎 2 階 (幼児教育・保育課相談受付係) ☎042-460-9842	P.14-26
			手続きが必要な場合があります。	各小学校・中学校にお問い合わせください。	
			手続きが必要な場合があります。	各学童クラブまたは児童青少年課管理係(田無第二庁舎2階☎042-460-9843)にお問い合わせください。	

※各参照ページに手続きの概要を記載しています。(例:P.9-8 と記載されている項目については9 ページの8 番をご覧ください。)

亡くなられた方についてのご確認		該当	主な手続き	受付窓口	参照ページ (※)
市役所での手続き	福祉医療	次の医療費助成のいずれかを受給していた方 ・心身障害者医療費助成(マル障) ・難病医療費等助成 ・特殊医療費等助成(透析・血友病) ・B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成	・申請内容の変更 ・受給者証・医療券の返還 ・助成金の振込先口座の変更 ・償還払い請求	田無庁舎 1 階 (障害福祉課手当助成係) 防災・保谷保健福祉総合センター1階 (障害福祉課手当助成係) ☎042-420-2806	P.16-31
		子供医療費助成制度(マル乳・マル子)の支給対象児または支給対象児の保護者であった方	(支給対象児が故人の場合) ・資格消滅の届出 (保護者が故人の場合) ・保護者変更の届出	田無第二庁舎 2 階 (子育て支援課手当助成係) ☎042-460-9840 防災・保谷保健福祉総合センター1階 (市民課保谷庁舎総合窓口係) ☎042-438-4020	P.15-28
	ひとり親家庭等医療費助成制度の支給対象者であった方	(支給対象者が故人の場合) ・資格消滅の届出	田無第二庁舎 2 階 (子育て支援課手当助成係) ☎042-460-9840	P.15-28	
	ひとり親家庭等医療費助成制度の支給対象者の配偶者または同居親族(扶養義務者)であった方	・扶養義務者変更の届出			
犬	犬を飼育していた方	・飼い主の変更	エコプラザ西東京 (環境保全課環境保全係) ☎042-438-4042 田無庁舎 2 階 (市民課戸籍係) ☎042-460-9820 防災・保谷保健福祉総合センター1階 (市民課保谷庁舎総合窓口係) ☎042-438-4020 柳橋出張所 ☎0422-51-8439 ひばりヶ丘駅前出張所 ☎042-425-7577	P.17-32	
下水道 (井戸水)	井戸水を使用していた方	変更手続きが必要な場合があります。	保谷東分庁舎 1 階 (下水道課業務係) ☎042-438-4058	P.17-33	

市役所での手続き概要

1

印鑑登録証の返還

故人が印鑑登録していた場合、印鑑登録証(市民カード)をお返しください。印鑑登録証が紛失などでお手元がない場合、手続きは必要ありません。

持ち物

- 故人の印鑑登録証

受付窓口

- ・田無庁舎 2階 市民課受付係 ☎042-460-9820
- ・防災・保谷保健福祉総合センター1階
市民課保谷庁舎総合窓口係 ☎042-438-4020
- ・柳橋出張所 ☎0422-51-8439
- ・ひばりヶ丘駅前出張所 ☎042-425-7577

期限

- ・なし

2

世帯主変更

故人が3人以上の世帯の世帯主であった場合、配偶者あるいは年長者が新しい世帯主になります。その他の世帯員の方を世帯主にする場合は、届出が必要となります。

持ち物

- 窓口に来庁される方の本人確認書類
- 委任状(窓口に来庁される方が、世帯主変更を行う世帯と別世帯の場合)

受付窓口

- ・田無庁舎 2階 市民課受付係 ☎042-460-9820
- ・防災・保谷保健福祉総合センター1階
市民課保谷庁舎総合窓口係 ☎042-438-4020
- ・柳橋出張所 ☎0422-51-8439
- ・ひばりヶ丘駅前出張所 ☎042-425-7577

期限

- ・世帯主が亡くなってから 14日以内

3

マイナンバーカードまたは通知カードの管理

故人のマイナンバーカードまたは通知カードは、ご親族の方が管理してください。紛失などでお手元がない場合、手続きは必要ありません。
※返納の義務はありませんが、返納をご希望される場合は、以下の持ち物をご持参のうえ、ご来庁ください。

持ち物

- 故人のマイナンバーカードまたは通知カード
- 窓口に来庁される方の本人確認書類

受付窓口

- ・田無庁舎 2階 市民課受付係 ☎042-460-9820
- ・防災・保谷保健福祉総合センター1階
市民課保谷庁舎総合窓口係 ☎042-438-4020
- ・柳橋出張所 ☎0422-51-8439
- ・ひばりヶ丘駅前出張所 ☎042-425-7577

期限

- ・なし

4

住民基本台帳カードの管理

故人の住民基本台帳カードは、ご親族の方が管理してください。紛失などでお手元がない場合、手続きは必要ありません。
※返納の義務はありませんが、返納をご希望される場合は、以下の持ち物をご持参のうえ、ご来庁ください。

持ち物

- 故人の住民基本台帳カード
- 窓口に来庁される方の本人確認書類

受付窓口

- ・田無庁舎 2階 市民課受付係 ☎042-460-9820
- ・防災・保谷保健福祉総合センター1階
市民課保谷庁舎総合窓口係 ☎042-438-4020
- ・柳橋出張所 ☎0422-51-8439
- ・ひばりヶ丘駅前出張所 ☎042-425-7577

期限

- ・なし

市役所での手続き概要

5

未支給年金の請求

故人が年金を受給しており(※)、ご親族の方が次のすべてに該当すると、未支給年金の請求が可能な場合があります。

- 年金受給者である故人と生計を同じくしていた
- 故人からみて3親等以内

※受給していた年金の種類によって届出先が異なりますのでご注意ください。

受付窓口

<国民年金(第1号被保険者期間のみ)または障害基礎年金を受給している>

- ・田無庁舎2階
保険年金課国民年金係 ☎042-460-9825
- ・防災・保谷保健福祉総合センター1階
市民課保谷庁舎総合窓口係 ☎042-438-4020
- <上記以外の厚生年金など(複数の年金種別を含む)を受給している>
- ・武蔵野年金事務所 ☎0422-56-1411

期限

- ・故人の年金支払日の翌月1日から5年以内

7

国民年金の手続き

(遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金の請求)

加入していた年金の種類・納付月数・世帯構成などにより届出内容が異なりますので、お問い合わせください。

受付窓口

- ・田無庁舎2階
保険年金課国民年金係 ☎042-460-9825
- ・防災・保谷保健福祉総合センター1階
市民課保谷庁舎総合窓口係 ☎042-438-4020

期限

- <遺族基礎年金または寡婦年金>
- ・亡くなられた日から5年以内
- <死亡一時金>
- ・亡くなられた日から2年以内

6

介護保険の手続き

故人が65歳以上の方または介護認定を受けていた場合(認定申請中を含む)、次の手続きと持ち物が必要となります。

手続き・持ち物

- 各種証の返還
 - 被保険者証(または資格者証)
 - 負担割合証(交付されている場合)
 - 負担限度額認定証(交付されている場合)
- 資格喪失届・送付先届の提出
 - 相続人など送付先になれる方の印鑑
- 介護保険認定申請取下書の届出(認定申請中の場合)
特になし

受付窓口

- ・田無第二庁舎1階
高齢者支援課介護保険料係 ☎042-420-2814
- ・防災・保谷保健福祉総合センター1階
高齢者支援課相談受付係 ☎042-439-4425

期限

- <各種証の返還>
- ・速やかに
- <介護保険料の精算>
- ・還付の効力は2年
- <介護保険の給付>
- ・給付の効力は2年
- <介護保険認定申請取下書の届出>
- ・速やかに

市役所での手続き概要

8

高齢者福祉サービスの手続き

故人が介護保険以外の高齢者福祉サービスを利用していた場合、次の手続きが必要となります。

手続き

- 廃止届の提出
- 交付・貸与品など物品の返却(該当サービスのみ)

対象事業

- ・高齢者入浴券支給サービス(※)
- ・高齢者配食サービス
- ・ねたきり高齢者等寝具乾燥サービス
- ・認知症及びねたきり高齢者等紙おむつ給付サービス
- ・ねたきり高齢者理・美容券交付サービス(※)
- ・高齢者福祉電話貸与事業(※)
- ・高齢者救急代理通報サービス
- ・高齢者入浴サービス
- ・高齢者等外出支援サービス
- ・認知症高齢者徘徊位置探索サービス(※)

持ち物

- 交付、貸与品など物品
「対象事業」に(※)があるサービスを利用していた場合は、利用状況により返却いただくものがございますので、高齢者支援課高齢者サービス係(田無第二庁舎1階 ☎042-420-2810)までお問い合わせください。

受付窓口

- ・田無第二庁舎1階
高齢者支援課高齢者サービス係 ☎042-420-2810
- ・防災・保谷保健福祉総合センター1階
高齢者支援課相談受付係 ☎042-439-4425

期限

- ・速やかに
- ※事業によっては、日割り計算で利用者負担金が発生するものがございます。

9

国民健康保険の手続き

故人が西東京市国民健康保険の被保険者であった場合、次の手続きと持ち物が必要となります。

手続き・持ち物

- 各種証の返還
 - 死亡者の被保険者証
 - 限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証・特定疾病療養受療証(対象者のみ)
- 葬祭費の支給申請
 - 領収書、会葬礼状など(喪主がわかるもの)
 - 喪主名義の口座情報
- 送付先申請(故人が単身世帯の場合)
 - 申請者の本人確認書類
- 高額療養費などの申請及び振込口座の変更(故人が世帯主の場合かつ対象者のみ)
 - 申請者(相続人)の本人確認書類
 - 相続関係がわかる書類
 - 相続人の口座情報
- 世帯主変更(故人が世帯主の場合)
 - 同一世帯員の被保険者証
 - 限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証・特定疾病療養受療証(対象者のみ)
 - 申請者の本人確認書類

受付窓口

- ・田無庁舎2階
保険年金課国保給付係 ☎042-460-9821
- ・防災・保谷保健福祉総合センター1階
市民課保谷庁舎総合窓口係 ☎042-438-4020

期限

- < 葬祭費の支給申請 >
 - ・葬祭を行った日の翌日から2年以内
- < 葬祭費の支給申請以外の手続き >
 - ・亡くなられた日から14日以内
- < 高額療養費の申請 >
 - ・診療年月の翌月1日から2年以内

市役所での手続き概要

10

後期高齢者医療の手続き

故人が後期高齢者医療の被保険者であった場合、次の手続きと持ち物が必要となります。

手続き・持ち物

●各種証の返還

- 死亡者の被保険者証
- 限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証・特定疾病療養受療証(対象者のみ)

●葬祭費の支給申請

- 領収書、会葬礼状など(喪主がわかるもの)
- 喪主名義の口座情報

受付窓口

- ・田無庁舎 2階
保険年金課後期高齢者医療係 ☎042-460-9823
- ・防災・保谷保健福祉総合センター1階
市民課保谷庁舎総合窓口係 ☎042-438-4020
- ・柳橋出張所 ☎0422-51-8439
- ・ひばりヶ丘駅前出張所 ☎042-425-7577

期限

<葬祭費の支給申請>

- ・葬祭を行った日の翌日から2年以内

<その他の手続き>

- ・速やかに

11

西東京市税の相続人代表者の指定

故人に西東京市税(個人住民税(市・都民税)、固定資産税、軽自動車税)が課税されていた場合、税目ごとに代表者の指定が必要となります。

手続き・持ち物

●相続人代表者の届出

- 相続人であることがわかる書類(戸籍謄本など)
- 相続人代表者の印鑑(認め印)

受付窓口

<個人住民税(市・都民税)>

- ・田無庁舎 4階
市民税課市民税係 ☎042-460-9827
☎042-460-9828

<固定資産税>

- ・田無庁舎 4階
資産税課土地係 ☎042-460-9829
資産税課家屋償却資産係 ☎042-460-9830

<軽自動車税>

- ・田無庁舎 4階
市民税課市民税係 ☎042-460-9826

期限

- ・速やかに

12

原動機付自転車などの廃車・名義変更

故人が原動機付自転車などを所有されていた場合、廃車・名義変更の手続きが必要となります。

持ち物

- ナンバープレート(廃車の場合)
- 標識交付証明書
- 印鑑(認め印)
- 本人確認書類(免許証など)
- 相続人であることがわかる書類(戸籍謄本など)

受付窓口

- ・田無庁舎 4階
市民税課市民税係 ☎042-460-9826

期限

- ・速やかに

市役所での手続き概要

13

固定資産の現所有者の申告

固定資産(土地・家屋)の登記簿上の所有者が故人の場合、相続など登記が完了するまでの間における現所有者に関する申告が必要となります。

持ち物

- 現所有者(相続人など)であることがわかる書類(戸籍謄本または法定相続情報一覧図、遺言書、遺産分割協議書など)
- 現所有代表者の印鑑(認め印)
- 現所有者の個人番号と本人確認書類(マイナンバーカードなど)

受付窓口

- ・田無庁舎 4 階
資産税課土地係 ☎042-460-9829
資産税課家屋償却資産係 ☎042-460-9830

期限

- ・現所有者(相続人など)であることを知った日の翌日から3か月を経過した日まで

15

未登記家屋の名義変更

故人が未登記家屋を所有していた場合、名義変更の手続きが必要となります。

持ち物

- 相続の内容や相続人であることがわかる書類(遺産分割協議書、遺言書など)
- 印鑑登録証明書

受付窓口

- ・田無庁舎 4 階
資産税課家屋償却資産係 ☎042-460-9830

期限

- ・速やかに

14

共有資産代表者の変更

共有名義の固定資産をお持ちの方で故人が共有代表であった場合、代表者変更の手続きが必要となります。

持ち物

- 新たに代表者となる方の印鑑(認め印)

受付窓口

- ・田無庁舎 4 階
資産税課土地係 ☎042-460-9829
資産税課家屋償却資産係 ☎042-460-9830

期限

- ・速やかに

16

納税に関する手続き

西東京市税を故人の口座から口座振替で納税していた場合、次の手続きと持ち物が必要となります。

手続き・持ち物

- 口座変更
 - (あれば)納税通知書など整理番号がわかるもの
 - 預貯金通帳
 - 口座の届出印

※預貯金通帳・口座の届出印の代わりに一部の銀行ではキャッシュカードと暗証番号でも可

●口座廃止

必要な持ち物はありませんが、以下の窓口で廃止の申し出を行ってください。

受付窓口

- ・田無庁舎 4 階
納税課管理係 ☎042-460-9831

期限

- ・速やかに

市役所での手続き概要

17

福祉手当などの手続き

故人が次のいずれかの手当を受給していた場合、資格喪失の手続きが必要となります。

- 心身障害者福祉手当
- 難病者福祉手当
- 特別障害者手当
- 障害児福祉手当
- 福祉手当(経過的措置)

持ち物

- 同居親族の口座情報がわかるもの(手当の未支払分がある場合)

- 重度心身障害者手当

持ち物

- 印鑑(申請者・未支払請求者)
- 同居親族の口座情報がわかるもの(手当の未支払分がある場合)

<同居していないが受給者の介護をしていた親族の場合>

- 戸籍謄本など(受給者と請求者の続柄がわかるもの)
- 請求者の口座情報がわかるもの(手当の未支払分がある場合)
- 介護の状況に関する申立書

受付窓口

<すべての手当>

- ・田無庁舎 1 階
障害福祉課手当助成係
 - ・防災・保谷保健福祉総合センター 1 階
障害福祉課手当助成係
- ☎042-420-2806

期限

<すべての手当>

- ・速やかに

18

各種障害者手帳の返還

故人が次のいずれかの手帳を所持されていた場合、手帳返還の手続きが必要となります。

- 身体障害者手帳
- 愛の手帳
- 精神障害者保健福祉手帳

持ち物

- 返還する手帳

受付窓口

- ・田無庁舎 1 階
障害福祉課手当助成係
 - ・防災・保谷保健福祉総合センター 1 階
障害福祉課手当助成係
- ☎042-420-2806

期限

- ・なし

19

タクシー料金助成の手続き

故人が心身障害者タクシー利用券を利用してした場合、次の手続きと持ち物が必要となります。

手続き・持ち物

- 資格喪失届の提出
 - 未使用分のタクシー利用券

受付窓口

- ・田無庁舎 1 階
障害福祉課手当助成係
 - ・防災・保谷保健福祉総合センター 1 階
障害福祉課手当助成係
- ☎042-420-2806

期限

- ・速やかに

市役所での手続き概要

20

自立支援医療受給者証の返還

故人が次のいずれかの受給者証を所持していた場合、受給者証の返還が必要となります。

- 自立支援医療(更生医療)受給者証
- 自立支援医療(精神通院医療)受給者証

持ち物

- 受給者証

受付窓口

- ・田無庁舎 1階
障害福祉課手当助成係
 - ・防災・保谷保健福祉総合センター1階
障害福祉課手当助成係
- ☎042-420-2806

期限

- ・速やかに

21

自動車燃料費助成の手続き

故人が自動車燃料費助成を受けていた場合、次の手続きと持ち物が必要となります。

手続き・持ち物

- 資格喪失届の提出
 - 同居親族の口座情報がわかるもの
 - 領収書(原本)
 - 本人または同居親族が所有する車検証の写し
 - 本人または同居親族の運転免許証の写し

受付窓口

- ・田無庁舎 1階
障害福祉課手当助成係
 - ・防災・保谷保健福祉総合センター1階
障害福祉課手当助成係
- ☎042-420-2806

期限

- ・速やかに

22

公共交通機関割引証の返還

故人が次のいずれかの公共交通機関割引証などを所持していた場合、割引証などの返還が必要となります。

- 都営交通無料乗車券
- 都営交通無料乗車証
- 民営バス割引証

持ち物

- 返還する割引証など

受付窓口

- ・田無庁舎 1階
障害福祉課手当助成係
 - ・防災・保谷保健福祉総合センター1階
障害福祉課手当助成係
- ☎042-420-2806

期限

- ・速やかに

23

児童手当の手続き

支給対象となっていた児童または受給者が故人の場合、届出が必要となります。

手続き・持ち物

- 受給事由消滅または額改定の届出(支給対象児が故人の場合)
 - 窓口に来庁される方の本人確認書類
 - 受給事由消滅・未支払請求の届出(受給者が故人の場合)
 - 窓口に来庁される方の本人確認書類
 - 未支払分を受給する児童(複数いる場合は長子)の金融機関口座がわかるもの
- ※引き続き手当を受給するためには、認定請求の届出が必要です。詳細は、受付窓口にお問い合わせください。

受付窓口

- ・田無第二庁舎 2階
子育て支援課手当助成係 ☎042-460-9840

期限

- ・亡くなられた日の翌日から 15日以内

市役所での手続き概要

24

児童扶養手当の手続き

支給対象となっていた児童などが故人の場合、届出が必要となります。

手続き・持ち物

●資格喪失または額改定の届出(支給対象児が故人の場合)

- 窓口に来庁される方の本人確認書類
- 児童扶養手当証書(お持ちの方)

●受給者死亡・未支払手当請求の届出(受給者が故人の場合)

- 窓口に来庁される方の本人確認書類
- 受給者が亡くなられた事実を明らかにする書類
- 未支払分を受給する児童(複数いる場合は長子)の金融機関口座がわかるもの
- 児童扶養手当証書(お持ちの方)

※引き続き手当を受給するためには、認定請求の届出が必要です。詳細は、受付窓口にお問い合わせください。

●扶養義務者変更の届出

(同居親族(扶養義務者)が故人の場合)

- 窓口に来庁される方の本人確認書類
- 児童扶養手当証書(お持ちの方)

(配偶者が故人の場合)

- 窓口に来庁される方の本人確認書類
- 児童扶養手当証書(お持ちの方)
- 戸籍謄本(死亡日が確認できるもの)※後日提出可

受付窓口

・田無第二庁舎 2 階
子育て支援課手当助成係 ☎042-460-9840

期限

・亡くなられた日から 14 日以内

25

保育所の手続き(世帯員の死亡)

故人が保育所に入所している児童と世帯を同じくしていた方の場合、次の手続きと持ち物が必要となります。

手続き・持ち物

●変更届の提出

- 窓口に来庁される方の本人確認書類

受付窓口

・田無第二庁舎 2 階

幼児教育・保育課相談受付係 ☎042-460-9842

期限

・速やかに

26

幼稚園または認定こども園の手続き(世帯員の死亡)

故人が幼稚園または認定こども園に在園している園児と世帯が同じであった場合、次の手続きと持ち物が必要となります。

手続き・持ち物

●変更届の提出

- 窓口に来庁される方の本人確認書類

受付窓口

・田無第二庁舎 2 階

幼児教育・保育課相談受付係 ☎042-460-9842

期限

・速やかに

市役所での手続き概要

27

児童育成手当(障害手当)の手続き

支給対象となっていた児童などが故人の場合、届出が必要となります。

手続き・持ち物

●受給事由消滅または額改定の届出(支給対象児が故人の場合)

窓口に来庁される方の本人確認書類

●受給事由消滅・未支払手当請求の届出

(受給者が故人の場合)

窓口に来庁される方の本人確認書類

未支払分を受給する児童(複数いる場合は長子)の金融機関口座がわかるもの

※引き続き手当を受給するためには、認定請求の届出が必要です。詳細は、受付窓口にお問い合わせください。

(配偶者が故人の場合)

窓口に来庁される方の本人確認書類

戸籍謄本(死亡日が確認できるもの)※後日提出可

受付窓口

・田無第二庁舎 2階

子育て支援課手当助成係 ☎042-460-9840

期限

・亡くなられた日の翌日から15日以内

28

子供・ひとり親家庭等医療証の手続き

故人が医療費助成制度の対象者、対象児童または関係するご親族の場合、次の手続きが必要となります。

手続き・持ち物

●資格消滅届の提出

●申請事項変更届の提出

窓口に来庁される方の本人確認書類

医療証(マル乳、マル子、マル親)

受給者の新加入健康保険証※後日提出可

住所地が市外の場合、戸籍謄本(死亡日が確認できるもの)※後日提出可

受付窓口

・田無第二庁舎 2階

子育て支援課手当助成係 ☎042-460-9840

期限

・速やかに

29

児童育成手当の手続き

支給対象となっていた児童などが故人の場合、届出が必要となります。

手続き・持ち物

●受給事由消滅または額改定の届出(支給対象児が故人の場合)

窓口に来庁される方の本人確認書類

●受給事由消滅・未支払手当請求の届出

(受給者が故人の場合)

窓口に来庁される方の本人確認書類

未支払分を受給する児童(複数いる場合は長子)の金融機関口座がわかるもの

※引き続き手当を受給するためには、認定請求の届出が必要です。詳細は、受付窓口にお問い合わせください。

(配偶者が故人の場合)

窓口に来庁される方の本人確認書類

戸籍謄本(死亡日が確認できるもの)※後日提出可

受付窓口

・田無第二庁舎 2階

子育て支援課手当助成係 ☎042-460-9840

期限

・亡くなられた日の翌日から15日以内

市役所での手続き概要

30

特別児童扶養手当の手続き

支給対象となっていた児童などが故人の場合、届出が必要となります。

手続き・持ち物

●資格喪失または額改定の届出(支給対象児が故人の場合)

- 窓口に来庁される方の本人確認書類
- 特別児童扶養手当証書(お持ちの方)

●資格喪失・未支払手当請求の届出
(受給者が故人の場合)

- 窓口に来庁される方の本人確認書類
- 未支払分を受給する児童(複数いる場合は長子)の金融機関口座がわかるもの
- 特別児童扶養手当証書(お持ちの方)

※引き続き手当を受給するためには、認定請求の届出が必要です。詳細は、受付窓口にお問い合わせください。

(配偶者または同居親族(扶養義務者)が故人の場合)

- 窓口に来庁される方の本人確認書類
- 特別児童扶養手当証書(お持ちの方)

受付窓口

- ・田無第二庁舎 2 階
子育て支援課手当助成係 ☎042-460-9840

期限

- ・亡くなられた日から 15日以内

31

マル障・難病等医療費助成の手続き

故人が次のいずれかの医療費助成を受けていた場合、次の手続きと持ち物が必要となります。

- 心身障害者医療費助成(マル障)
- 難病医療費等助成
- 特殊医療費等助成(透析・血友病)
- B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成

手続き・持ち物

●各種証の返還

- 受給者証またはマル都医療券

<以下該当する方のみ>

●償還払い

- 死亡日確認書類(住所が市外の場合)
- 印鑑(スタンプ印不可)
- 相続人の通帳、相続人の本人確認書類
- 相続関係がわかるもの(戸籍謄本など(コピー可))
- 領収書

●被保険者の変更(故人が受給者の被保険者の場合)

- 健康保険証
- 高齢受給者証(70~74歳の方)
- 受給者と同じ保険に加入する方のマイナンバーカード(難病医療のみ)

受付窓口

- ・田無庁舎 1 階
障害福祉課手当助成係
- ・防災・保谷保健福祉総合センター 1 階
障害福祉課手当助成係
☎042-420-2806

期限

- ・速やかに

市役所での手続き概要

32

飼い主の変更手続き

故人が犬の飼い主として西東京市に登録していた場合は、状況により手続きが必要となりますので、お問い合わせください。

持ち物

- 飼犬の登録番号がわかるもの

受付窓口

- ・エコプラザ西東京 1 階
環境保全課環境保全係 ☎042-438-4042
- ・田無庁舎 2 階
市民課戸籍係 ☎042-460-9820
- ・防災・保谷保健福祉総合センター1 階
市民課保谷庁舎総合窓口係 ☎042-438-4020
- ・柳橋出張所 ☎0422-51-8439
- ・ひばりヶ丘駅前出張所 ☎042-425-7577

期限

- ・速やかに

33

下水道(井戸水)の変更手続き

井戸水を利用し、下水道へ排除する汚水量を認定されている場合は、認定水量の変更手続きが必要となりますので、お問い合わせください。

受付窓口

- ・保谷東分庁舎 1 階
下水道課業務係 ☎042-438-4058
- ※現場の確認が必要なため、ご連絡をいただければ、市からお伺いいたします。

期限

- ・速やかに

市内の空き家を相続される方へ

個人の財産である建物や土地は、たとえ登記手続きがされていなくても、相続人が責任を持って適正に管理する義務があります。売買や賃貸をする際にも、名義変更されていないと契約ができないため、すみやかに登記手続きを行いましょう。

また、住まいは、使わないと想像以上に早く傷んでしまいます。

瓦や外壁の一部が飛散したり、塀や樹木が倒れたりするなどして、他人が怪我をした場合、損害賠償を問われたり、他人に迷惑をかけてしまう空き家になると、固定資産税に対する住宅用地特例が適用されなくなることもあります。

西東京市では、市内に空き家を所有・管理されている皆さまが抱える様々な問題について、専門的なアドバイスを受けられるように、専門家団体と協定を締結しています。空き家に関することでお困りの際には、住宅課までご相談ください。

お問い合わせ:西東京市役所住宅課(保谷東分庁舎 2 階) ☎042-438-4052

市役所以外での主な手続き一覧

対象	主な手続き	お問い合わせ
厚生年金 など	<ul style="list-style-type: none"> ■未支給年金の請求 ■遺族厚生年金の請求 	<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵野年金事務所 (武蔵野市吉祥寺北町 4-12-18) ☎0422-56-1411 平日8時30分から17時15分まで(週明け初日のみ19時まで) 予約による年金相談を実施しておりますのでお問い合わせください。
普通自動車	<ul style="list-style-type: none"> ■税金に関する手続き ■廃車・名義変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都自動車税コールセンター ☎03-3525-4066 ・関東運輸局東京運輸支局多摩自動車検査登録事務所 (国立市北 3-30-3) ☎050-5540-2033
3輪・4輪の軽自動車	<ul style="list-style-type: none"> ■廃車・名義変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車検査協会東京主管事務所多摩支所 (府中市朝日町 3-16-22) ☎050-3816-3104
2輪の軽自動車 (125CC超 250CC以下) 2輪の小型自動車 (250CC超)	<ul style="list-style-type: none"> ■廃車・名義変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・関東運輸局東京運輸支局多摩自動車検査登録事務所 (国立市北 3-30-3) ☎050-5540-2033
国税関係	<ul style="list-style-type: none"> ■相続税手続き ■所得税・消費税申告手続き 	<ul style="list-style-type: none"> ・東村山税務署 (東村山市本町 1-20-22) ☎042-394-6811
不動産登記関係	<ul style="list-style-type: none"> ■土地・家屋等相続登記 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京法務局田無出張所 (西東京市田無町 4-16-24) ☎042-461-1130
遺言書 (公正証書遺言、遺言書保管所で保管されている場合を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ■検認手続き 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京家庭裁判所立川支部家事訟廷事件係 ☎042-845-0317
相続放棄	<ul style="list-style-type: none"> ■相続放棄申述手続き 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京家庭裁判所立川支部家事訟廷事件係 ☎042-845-0317
上下水道	<ul style="list-style-type: none"> ■水道の閉栓・名義変更 ■振替口座の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都水道局多摩お客様センター ナビダイヤル ☎0570-091-100 ナビダイヤルをご利用できない場合 ☎042-548-5110
運転免許証	<ul style="list-style-type: none"> ■返納 	<ul style="list-style-type: none"> ・田無警察署 ☎042-467-0110 ・府中運転免許試験場 ☎042-362-3591
東京都シルバーパス	<ul style="list-style-type: none"> ■返還 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人 東京バス協会 ☎03-5308-6950
パスポート	<ul style="list-style-type: none"> ■返納 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都パスポート電話案内センター ☎03-5908-0400
特別永住者証明書	<ul style="list-style-type: none"> ■返納 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人在留総合インフォメーションセンター ☎0570-013-904 (IP、PHS、海外 ☎03-5796-7112) ・東京出入国在留管理局在留管理情報部門(おだいば分室) ☎03-3599-1068 <p>※西東京市役所市民課でもお預かりできます。</p>

市役所以外での手続き

対象	主な手続き	お問い合わせ
生命保険 など	■ 死亡保険金の請求 ■ 入院給付金の請求 など	・加入していた生命保険会社または代理店
預貯金口座 など	■ 口座凍結の解除	・各金融機関 など
株式 など	■ 名義変更	・証券会社 など
国債	■ 記名変更 ■ 償還金受領	・償還金支払場所または証券保管証書に記載の郵便局
クレジットカード	■ 解約	・各契約会社
固定電話・携帯電話	■ 契約承継・解約	・各契約会社
インターネット	■ 名義変更・解約	・各契約会社
NHK 受信料	■ 名義変更・解約	・フリーダイヤル ☎0120-151515
		・有料ダイヤル (フリーダイヤルにつながらない場合) ☎050-3786-5003
電気・ガス料金 など	■ 名義変更・解約	・各契約会社
ケーブルテレビ	■ 名義変更・解約	・各契約会社

M E M O

戸籍・住民票等郵送請求書

市(区)長宛

令和 年 月 日

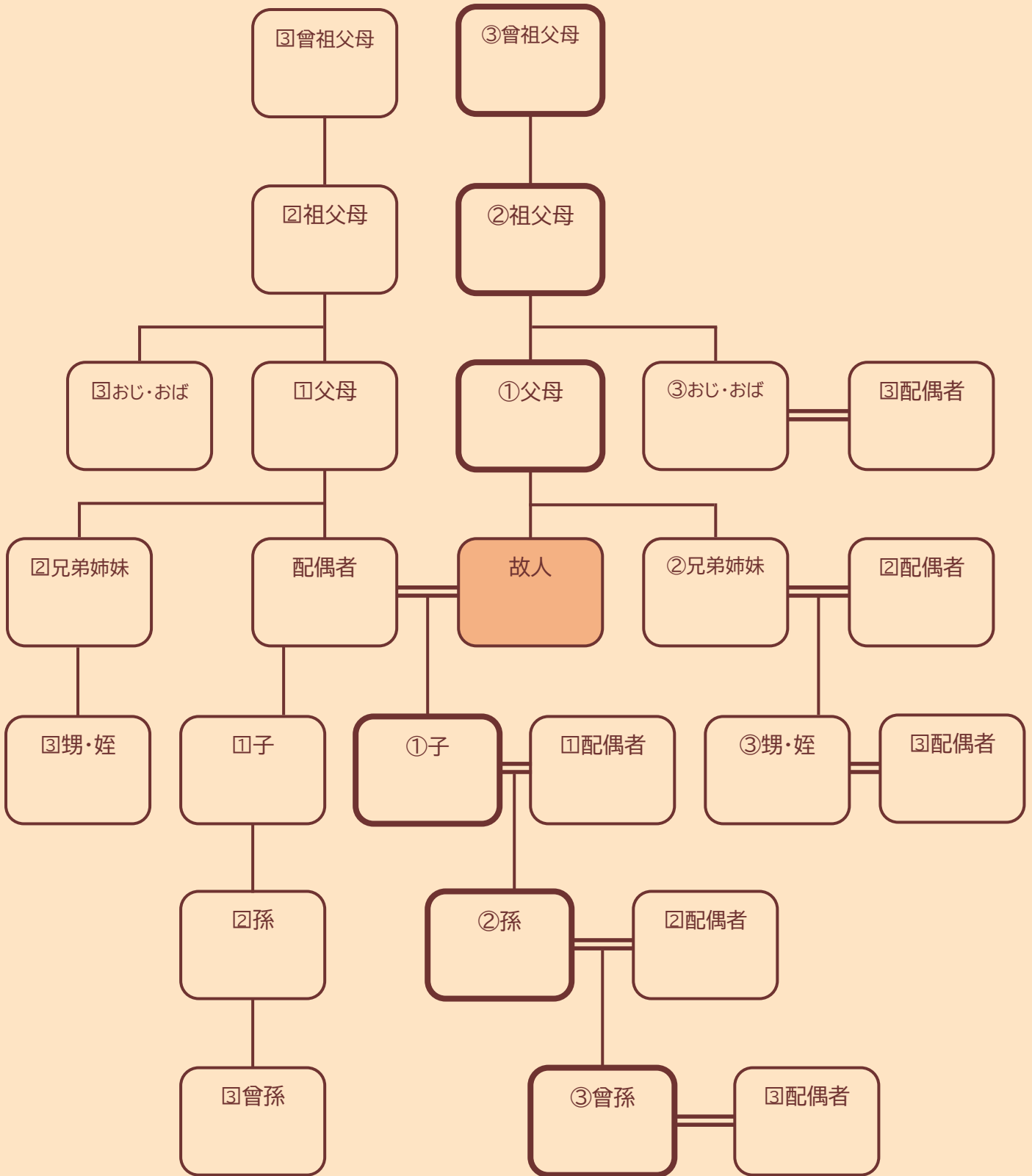
請求者	住所			電話番号	日中連絡の取れる電話番号 ()	
	フリガナ			生年月日	明治・大正 昭和・平成 令和・西暦	年 月 日
	氏名					

戸籍関係証明書等	必要な戸籍	本籍				
		筆頭者氏名	※筆頭者は亡くなられていても変わりません。		筆頭者の生年月日	明治・大正 昭和・平成 令和・西暦 年 月 日
	請求者と戸籍に載っている方との関係	本人・夫・妻・子・父・母・その他()				
	必要な証明書	全部(謄本)	個人(抄本)	個人(抄本)、身分・独身証明書等を選んだ場合、どなたの証明が必要ですか？		
	戸籍 450円	通	通	氏名 _____ 年 月 日生		
	除籍 750円	通	通	⇒ 氏名 _____ 年 月 日生		
	改製原 750円	通	通	⇒ ※附票に【本籍及び筆頭者】の表示を希望する <input type="checkbox"/> チェック		
	附票 300円	通	通	【在外選挙登録地】の表示を希望する <input type="checkbox"/> チェック		
	不在籍証明書 300円		通	※身分証明書・独身証明書は本人以外の方からの請求の場合、委任状が必要です。なお、独身証明書の委任状での請求は親族からに限られます。		
	独身証明書 300円		通			
身分証明書 300円		通				
受理証明書 350円	通	届出の種類: 婚姻 離婚 出生 死亡 その他()				
記載事項証明書 350円	通	⇒ 届出日: 昭和・平成・令和 年 月 日 届出人()				
	記載事項証明の場合の対象者氏名()					
具体的な希望があれば記入してください。	1 (名:)の出生から死亡まで、()市・区・町・村にある戸籍すべて					
	2 (氏名:)の婚姻・離婚・出生・死亡・その他()の記載があるもの					
	3 (氏名:)と(氏名:)の関係(続柄)がわかるもの					
	4 その他()					
取得目的	公的年金(年金請求・未支給年金・遺族年金・その他()) 戸籍の届出 相続 パスポート 児童扶養手当 その他()					
※1か月以内に戸籍の届出をした方はご記入ください。 ●届出の種類: 婚姻・離婚・出生・死亡・その他()届 ●届出日: ____年__月__日						

住民票関係等	住所	西東京市 (町) 丁目 番 一 号 (建物名等)				
	フリガナ					
	氏名			生年月日	明治・大正 昭和・平成 令和・西暦 年 月 日	
必要な証明書	全部	一部	次の①～⑪の項目について、記載は必要ですか？			
住民票 300円	通	通	①本籍	右欄は、外国人に記入が い	④在留カード等の番号	のせる・のせない
除票 300円		通	②続柄		⑤国籍・地域	のせる・のせない
改製原 300円		通	③マイナンバー		⑥在留資格	のせる・のせない
記載事項証明書 300円	通	通			⑦在留期間等	のせる・のせない
不在住証明書 300円		通			⑧在留期間満了日	のせる・のせない
					⑨30条の45規定区分	のせる・のせない
				⑩併記名	のせる・のせない	
				⑪通称名の履歴 ※別紙で記載し、住民票に添付	のせる・のせない	
取得目的	運転免許 公的年金 扶養申請 都営住宅 勤務先提出(マイナンバー確認が必要な手続) その他()					

※マイナンバー入り住民票は、法律で定められた手続以外では使用できません。特別、必要がない場合は省略をお選びください。
 ※マイナンバー入り住民票を請求する場合は、「郵送によるマイナンバー入り住民票の請求手順」をご確認の上、ご請求ください
 ※外国人のみの世帯については「①本籍」欄の記入は不要です。

家系図(三親等内の親族)



※太枠で囲われている方が直系親族です

※数字は一親等から三親等までの血族(①～③)と姻族(㊦～㊨)を示しています

おくやみ手続きご案内

発行/令和4年10月

編集/市民部市民課

〒188-8666 西東京市南町五丁目6番13号

☎042-464-1311(代表)